（別紙様式4）

令和8年6月30日

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
東京福祉専門学校	平成1年2月20日	小林　和弘	〒　134-0088 （住所）　東京都江戸川区西葛西5-10-32 （電話）　03-3804-1515
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地
学校法人滋慶学園	昭和58年12月23日	浮舟　邦彦	〒　134-0084 （住所）　東京都江戸川区東葛西6丁目16番2号 （電話）　03－5878－3311

分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度
教育・社会福祉	社会福祉専門課程	社会福祉科	-	令和5(2023)年度	平成28(2016)年度

学科の目的	多様化・複雑化する社会の中で独創的かつ根拠に基づいた実践ができる、社会福祉士・精神保健福祉士を養成する。
学科の特徴（取得可能な資格、中退率　等）	取得目標資格：社会福祉士、精神保健福祉士 卒業に必要な全科目・全単位を取得し、卒業時に社会福祉士・精神保健福祉士国家試験を受験する。 令和7年度の当該学科の中退率は0%(43名中0名)。

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
4 年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間
		156 単位	93 単位	59 単位	13 単位	0 単位	0 単位

生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数（生徒実員の内数）(B)	留学生割合(B/A)
80 人	43 人	0 人	0 %

就職等の状況

■卒業者数 (C)	: 28	人
■就職希望者数 (D)	: 27	人
■就職者数 (E)	: 27	人
■地元就職者数 (F)	16	人
■就職率 (E/D)	100	%
■就職者に占める地元就職者の割合 (F/E)	59	%
■卒業者に占める就職者の割合 (E/C)	96	%
■進学者数	0	人

■その他

・就職希望なし：1名

（令和　　7 年度卒業者に関する令和8年５月１日時点の情報）

■主な就職先、業界等

（令和7年度卒業生）

障害者施設、病院、高齢者施設、放課後ディサービス、スクールソーシャルワーカー　等

第三者による学校評価

■民間の評価機関等から第三者評価：　無

※有の場合、例えば以下について任意記載

評価団体：　　受審年月：　　評価結果を掲載したホームページＵＲＬ

当該学科のホームページURL

https://www.tcw.ac.jp/department/social

企業等と連携した実習等の実施状況（A、Bいずれかに記入）

（A：単位時間による算定）

総授業時数	単位時間
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間
うち必修授業時数	単位時間
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間
（うち企業等と連携したインターンシップの授業時数）	単位時間

（B：単位数による算定）

総授業時数	156 単位
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	9 単位
うち企業等と連携した演習の授業時数	13 単位
うち必修授業時数	156 単位
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	9 単位
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	13 単位
（うち企業等と連携したインターンシップの授業時数）	9 単位

教員の属性（専任教員について記入）

① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	（専修学校設置基準第41条第1項第1号）	2 人
② 学士の学位を有する者等	（専修学校設置基準第41条第1項第2号）	2 人
③ 高等学校教諭等経験者	（専修学校設置基準第41条第1項第3号）	0 人
④ 修士の学位又は専門職学位	（専修学校設置基準第41条第1項第4号）	0 人
⑤ その他	（専修学校設置基準第41条第1項第5号）	0 人
計		4 人

上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数	3 人

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

（1）教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

企業との連携については、「多様化・複雑化する社会の中で独創的かつ根拠に基づいた実践ができる、社会福祉士・精神保健福祉士を養成する」という養成目的を踏まえて、企業等と直接に連携する科目についてはより良い内容となるように意見交換をする。また、企業等から業界の要望を聴取し、業界が求める人材を育成する視点に基づいてカリキュラムの内容見直しに反映させる。

（2）教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は理事会のもとに設置され、理事及び学校長、教務部長、学部長と業界代表によって構成され、学校が編成した教育課程を、業界代表者からの意見や提案を活かせるようにする。委員会は改善意見を学校長に報告し、学校長は報告を活かした教育課程を決定し、委員会へ告知する。

（3）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年5月1日

名　前	所　　属	任期	種別
木村　利信	able factory（ｴｲﾌﾞﾙ･ﾌｧｸﾄﾘｰ）	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	③
竹嶋　信洋	千葉県社会福祉士会 株式会社ベストサポート　代表取締役	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	①
小林　和弘	東京福祉専門学校　学校長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	
松川　勝吉	東京福祉専門学校　事務局長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	
北村　健明	東京福祉専門学校　教務部長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	
高田　邦之	東京福祉専門学校　社会福祉科学科長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
（当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。）
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、
地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）
②学会や学術機関等の有識者
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

（4）教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
（年間の開催数及び開催時期）
年2回 （6月、9月）

（開催日時（実績））
第1回　令和7年6月24日(火)　14:00～16:00
第2回　令和7年11月12日(火)　14:00～16:00

（5）教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会にて、委員からの、「地域連携プログラムの実習先の施設を固定して、毎年学習できるようにした方がよいのではないか。地域環境の違いを見たい」とのご意見を頂いた。
教育効果の高かった施設については実習生の受け入れをご依頼し、さらなる実習内容、実習指導内容のブラッシュアップを図っていく。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

LT2（Look➡Try➡Listen➡Think)教育システムは、「実学教育」を建学の理念に掲げる本校が、卒業後の仕事で本当に役立つ人材養成のために見つけた「学習動機付け」と「自立学習」にポイントを置いた本校独自の教育の方法論である。企業等における実習はLT2のLookとTryに該当し、最も効果のある「学習動機付け」と認識し、現場実践を通じて心理職・相談援助職として求められる「利用者理解に基づく」根拠のある介護技術を身に着けるため、企業等との連携の下での現場実習は不可欠との方針のもと取り組む。

（2）実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

社会福祉士・精神保健福祉士養成のために不可欠な「ソーシャルワーク実習Ⅰ Ⅱ（社会）」において、社会福祉士・精神保健福祉士として現場を踏まえて知識および技術の実践、考察をおこなう。実習中は企業等との指導者と学生がその日の行動と目標を確認し実習をおこない、終了後は振り返りをおこなう（実習日誌の指導および口頭指導等）また、実習開始前（または初日）に事前オリエンテーションを企業等の担当者と学生がおこなう。なお、学習成果の評価については実習先の企業等との担当者の評価、教員の巡回指導時におこなった企業等との担当者および学生との面談（状況確認、企業等からの指摘事項、フィードバック等）状況、企業等との担当者が指導した実習記録を総合的に評価しておこなう。

（3）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
ソーシャルワーク実習Ⅰ（社会）	学校で学んだ知識を実践に用い、ソーシャルワークの技術を習得する。同時にその体験を言語化し、より実用的な知識へと昇華させる。また実践と考察を通して自身の支援者としての特質や課題を知り、ソーシャルワーカーとしての価値観を身につける。	木の宮学園、江東区あすなろ作業所、大田区立しいのき園、徳丸福祉園、江戸川区立希望の家　等　計116企業
ソーシャルワーク実習Ⅱ（社会）	学校で学んだ知識を実践に用い、ソーシャルワークの技術を習得する。同時にその体験を言語化し、より実用的な知識へと昇華させる。また実践と考察を通して自身の支援者としての特質や課題を知り、ソーシャルワーカーとしての価値観を身につける。	木の宮学園、江東区あすなろ作業所、大田区立しいのき園、徳丸福祉園、江戸川区立希望の家　等　計116企業
地域連携プログラム	地域の施設で年間を通して実習を行うとともに、様々な団体等と連携し地域・社会の課題を解決する方法を身につける。	株式会社ベストサポート　ITSUMO　NPO法人ぱお　NPO法人ハイテンション　生活介護事業所Jump　社会福祉法人二葉乳児院　株式会社ウメザワ　たんぽぽハウス　社会福祉法人あいのわ福祉会綾瀬あかしあ園　共同作業所ホサナショップ等　計21企業
ソーシャルワーク実習(精神)	精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの 課題をもつ人びとのおかれている現状に 関する知識をもとに、その生活実態や生活上の課題についてソーシャルワーク実習 を行う実習先において調査し具体的に把握する。	横浜ほうゆう病院、総武病院、袖ヶ浦さつき台病院、地域活動・相談支援センターかさい、隅田作業所　等 計99企業
チャレンジプログラム	社会福祉を幅広い視点でとらえ、福祉施設や地域等での実践を通して、福祉現場で求められている柔軟性を身に付ける。	特定非営利活動法人東京ダルク　特定非営利活動法人青少年自立援助センター株式会社ウメザワ　等 計3企業

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

（1）推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

教員研修規定により、授業内容・教育技法の改善、またクラス運営・マネジメント力を含んだ指導力の向上が、授業力の向上につながる研修を行うことを目的とする。さらに協会、職能団体が主催する研修や学会などの研修にも参加を促す。

（1）推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学校法人滋慶学園教員研修規定により、研修の目的及び対象、学校及び教員の責務が定められている。規定第3条において、それぞれの対象に応じた到達目標、研修方法並びに評価指標を定めて実施することを定めている。また、専攻分野における実務に関する研修も、他の機関と共同または委託し研修をおこなうことができることを定めており、養成課程に関わる協会・団体が主催する研修・研究発表会に参加するようにしている。

（2）研修等の実績
①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：精神保健福祉士実習演習指導者教員講習会　連携企業等：一般社団法人日本ソーシャルワーク学校教育連盟
期間：2025年8月1日(金)～ 9月2日（火）　対象：専任教員
内容：精神保健福祉士相談援助に関わる専門職の概念と範囲、専門職倫理と倫理的ジレンマ、精神保健福祉活動における総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義、地域を基盤とした総合的かつ包括的な支援の実際　等

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：国家試験対策セミナー　連携企業等：滋慶教育科学研究所
期間：2025年6月4日(水)　対象：専任教員
内容：学習者中心の個別最適化した国家試験対策の立案と実行について学ぶ。

研修名：教職員教務研修　連携企業等：上越教育大学 赤坂　真二
期間：2025年12月8日（月）　対象：専任教員
内容：専門学校教育の向上を目指したクラス運営力を学ぶ

（3）研修等の計画
①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：精神保健福祉士実習演習指導者教員講習会　連携企業等：一般社団法人日本ソーシャルワーク学校教育連盟
期間：2026年7月17日(金)～7月21日（火）　対象：専任教員
内容：精神保健福祉士相談援助に関わる専門職の概念と範囲、専門職倫理と倫理的ジレンマ、精神保健福祉活動における総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義、地域を基盤とした総合的かつ包括的な支援の実際　等

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：キャリア教育ベーシック研修　連携企業等：滋慶教育科学研究所
期間：2026年10月27日（火）　対象：全教職員
内容：キャリア教育の考え方を身に着ける

研修名：マネジメント研修　連携企業等：滋慶教育科学研究所
期間：2026年10月15日（木）　対象：指名者
内容：AI時代におけるマネジメントを身に着ける

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

（1）学校関係者評価の基本方針

評価委員会は、自己点検・評価結果の客観性・透明性を高め、学校の利害関係者の学校運営の理解促進や連携協力による学校運営の改善を目的とし、自己点検・評価の結果は学校法人滋慶学園情報公開規定に基づき学校内外に開示するものとする。また、いただいた意見については、学校の意思決定機関である運営会議で討議され、どのように学校内の仕組みとして導入するかを決定していく。

（2）「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
（1）教育理念・目標	教育理念・目標・育成人材像
（2）学校運営	運営方針・事業計画・運営組織・人事・給与制度・意思決定システム
（3）教育活動	目標設定・教育方法・評価等・成績評価・単位認定など・資格・免許取
（4）学修成果	就職率・資格・免許の取得率・卒業生の社会的評価
（5）学生支援	就職等進路・中途退学への対応・学生相談・学生生活・保護者との連
（6）教育環境	施設・設備等・学外実習・インターンシップ等・防災・安全管理
（7）学生の受入れ募集	学生募集活動・入学選考・学納金
（8）財務	財務基盤・予算・収支計画・監査・財務情報の公開
（9）法令等の遵守	関係法令・設置基準等の遵守・個人情報保護・学校評価・教育情報の
（10）社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献・ボランティア活動
（11）国際交流	国際交流

※（10）及び（11）については任意記載。

（3）学校関係者評価結果の活用状況

評価結果は翌年度における重点課題への反映及び、自己点検・自己評価の各評価項目における到達目標設定に活用する。また委員からいただいた詳細な意見については、学内の運営会議などの意思決定機関にフィードバックされ、具体的な取り組みに落とし込んでいく。

ITC教育や合理的配慮が必要な学生への対応等については社会背景の要請に適応する形で取り組み、前者においては日々の授業だけでなく現場実習などへの導入、また後者については入学前の対応を含めた保護者との連携や学園法務部門との連携強化、また職員に向けた研修実施を行っている。

（4）学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年5月1日

名　前	所　　属	任期	種別
西田　憲司	社会福祉法人協和会 特別養護老人ホームきく　事務長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	本校卒業生
上市　善章	市原中央高等学校	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	高等学校教員
赤羽根　智英子	清新町都営住宅くすのきクラブ連合会　会長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	地域関係者
池田めぐみ	社会福祉法人東京栄和会 特別養護老人ホームなぎさ和楽苑　苑長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	介護分野 企業等委員
皆川　隆太	就労移行支援事業所natura　施設長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	社会福祉分野 企業等委員
若松　弘樹	児童養護施設　聖友学園　施設長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	保育分野 企業等委員
中里　武史	東京都作業療法士会　事務局長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	作業療法分野 企業等委員
永井　知子	社会福祉科2年　保護者	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	在校生保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
（例）企業等委員、PTA、卒業生等

（5）学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

（ホームページ）・ 広報誌等の刊行物 ・ その他（　　）

URL:　https://www.tcw.ac.jp/disclosure-of-information/school-information

公表時期:　令和8年6月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校教育法に基づき、学生、保護者、福祉業界関係者など、学校と関係者の理解を深め、連携・協力すると共に教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。また、専門学校は、実践的な職業教育における成果に加え、社会的要請に対応する役割を担っており、その理解・評価を促進し、学習者の適切な学習機会選択に資するためにも、その教育活動等の状況については、広く周知を図る。

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	・学校の沿革　・学校長挨拶 ・教育システム・建学の理念 ・3つのポリシー
(2)各学科等の教育	・設置学科(修業年限、入学定員) ・教育目標　・シラバス ・実務経験のある教員による授業科目一覧
(3)教職員	・教職員数　・理事(役員)名簿
(4)キャリア教育・実践的職業教育	・キャリア教育の取り組み ・現場体験について
(5)様々な教育活動・教育環境	・年間イベント ・教育環境
(6)学生の生活支援	・学生相談室 ・学生サービスセンター ・留学生支援
(7)学生納付金・修学支援	・授業及び他経費 ・学費サポートシステム
(8)学校の財務	・監査報告書 ・財務諸表(収支計算書、財産目録、賃借対照表) ・事業報告書
(9)学校評価	・自己点検・自己評価 ・学校関係者評価委員会議事録 ・評価結果
(10)国際連携の状況	・海外研修
(11)その他	・その他の学校の取り組み ・高等教育の就学支援制度について

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)　・　広報誌等の刊行物　・　その他(　　))

URL:　https://www.tcw.ac.jp/disclosure-of-information/school-information

公表時期:　令和8年6月30日

授業科目等の概要

	（社会福祉専門課程社会福祉科）2025年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			キャリアプランニング	自らの目指す職業像に近づけるための知識、スキルを高めると共に、課題と対策を自ら考え成長へと繋げる姿勢を身に付ける。	1年通年	60	4	○			○			○	
2	○			文章表現	思考力・理解力を高める読書法と、分かりやすく明確な文を書くための文章表現力を身につける。	1年前期	30	2	○			○			○	
3	○			コミュニケーション技法	言語による意志疎通能力と非言語的な要素の活用したコミュニケーション技術を身につける。	1年前期	30	2	○			○			○	
4	○			チャレンジプログラム指導	チャレンジプログラムに向けて実習施設に関する理解を深め、必要な知識・技術・法令等遵守について確認する。	1年後期	60	2		○		○		○		
5	○			チャレンジプログラム	社会福祉を幅広い視点でとらえ、福祉施設や地域等での実践を通して、福祉現場で求められている柔軟性を身に付ける。	1年後期	150	5		○		○	○	○	○	○
6	○			情報リテラシーⅠ	社会人または対人援助職にとって必要な情報を正しく扱う知識や姿勢を身に付ける。	1年通年	60	2		○		○			○	
7	○			ソーシャルワーク特別演習Ⅰ	ソーシャルワークにおける知識・技術を体系的に学ぶための確認をする。	1年前期	30	1		○		○			○	
8			○	滋慶選択科目	多分野の知識・技術を習得するとともに、専門性を超えた交流の輪を広げ、人間性を豊かにすることにつなげる。	1・2年通年	30	2	○			○			○	
9	○			心理学と心理的支援	人の心の基本的な仕組みと機能や人の成長・発達段階に特有の心理的課題を理解するとともに、日常生活と心の健康との関係、環境との相互作用の中で生じる心理的反応、心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援を理解する。	1年後期	30	2	○			○			○	
10	○			障害者福祉	障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程を踏まえ、障害者に対する法制度と支援の仕組み、障害の概念と特性、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。また、障害による生活課題を踏まえた社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	1年前期	30	2	○			○			○	
11	○			ソーシャルワークの理論と方法	人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークと、ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解するとともに、ソーシャルワー クの過程、記録、ケアマネジメント、集団を活用した支援、コミュニティワーク、スーパービジョンとコンサルテーションについて理解する。	1年通年	60	4	○			○			○	
12	○			ソーシャルワーク演習	精神保健福祉援助技術の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る基礎的な知識と技術について、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	1年前期	30	1		○		○		○	○	
13	○			現代の精神保健の課題と支援	現代の精神保健分野の動向と課題を理解し、精神保健の保持・増進と発生予防のための支援及び専門機関や関係職種の役割と連携について理解する。	1年通年	60	4	○			○			○	

授業科目等の概要

	（社会福祉専門課程社会福祉科）2025年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
14	○			精神保健福祉の原理	精神保健福祉士が対象とする「精神障害者」の定義とその障害特性を構造的に理解するとともに、精神障害者の生活実態について学ぶ。 また、精神疾患や精神障害をもつ当事者の社会的立場や処遇内容の変遷をふまえ、それに対する問題意識をもつ価値観を体得する。	1年通年	60	4	○			○			○	
15	○			精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーションの概念とプロセス及び精神保健福祉士の役割について理解し、援助場面で活用できる。 そして、精神障害リハビリテーションプログラムの知識を援助場面で活用できる。	1年前期	30	2	○			○			○	
16	○			ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ、ソーシャルワークの概念や基盤となる考え方、形成過程や倫理について理解する。	1年前期	30	2	○			○			○	
17	○			ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲を理解するとともに、ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークや総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容を理解する。	1年後期	30	2	○			○			○	
18	○			高齢者福祉	高齢者福祉の歴史と高齢者観の変遷、制度の発展過程を理解した上で、法制度と支援の仕組み、高齢者の定義と特性を踏まえた高齢者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境、高齢期における生活課題を踏まえた社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	1年後期	30	2	○			○			○	
19	○			児童・家庭福祉	児童・家庭福祉の定義、児童の権利、歴史や法制度を理解した上で、児童・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割、支援の実際を理解する。	1年通年	60	4	○			○			○	
20	○			貧困に対する支援	貧困の歴史と貧困観の変遷について理解した上で、貧困や公的扶助の概念をふまえ、貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境、貧困に係る法制度と支援の仕組み、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	1年後期	30	2	○			○			○	
21	○			地域連携プログラム指導	地域連携プログラムや学校行事等に関連した準備や振り返りを行うとともに、そのプロセスにおいて既習内容と連関させる。	2年通年	60	2		○		○		○	○	
22	○			地域連携プログラム	地域の施設で年間を通して実習を行うとともに、様々な団体等と連携し地域・社会の課題を解決する方法を身につける。	2年通年	240	8		○		○	○	○	○	○
23	○			情報リテラシーⅡ	社会人または対人援助職にとって必要な情報を正しく扱う知識や姿勢を身に付ける。	2年通年	60	2		○		○			○	
24	○			スクールソーシャルワーク論	今日の学校教育現場にスクールソーシャルワーカーを導入する意義とその必要性を理解する。	2年前期	30	2	○			○			○	
25	○			社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理や歴史、思想・哲学・理論の学びをふまえ、現代における社会問題とその構造的背景を理解する。あわせて福祉政策の基本的な視点をふまえ、福祉政策のニーズや資源、構成要素と過程を理解するとともに、福祉政策の動向と課題と国際比較、関連施策、サービスの供給と利用過程を理解する。	2年通年	60	4	○			○			○	
26	○			刑事司法と福祉	刑事司法の近年の動向と制度の仕組み、刑事司法に関する社会福祉士及び精神保健福祉士の役割や関係機関の役割について理解する。	2年前期	30	2	○			○			○	

授業科目等の概要

	（社会福祉専門課程社会福祉科）2025年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
27	○			地域福祉と包括的支援体制	地域福祉の基本的な考え方、展開、動向、住民の主体形成の概念を理解するとともに、地域福祉を推進するための福祉行財政の実施体制と果たす役割、地域福祉計画をはじめとした福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。あわせて包括的支援体制の考え方と、多職種及び多機関協働の意義と実際について理解するとともに、地域生活課題の変化と現状を踏まえ、包括的支援体制における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割を理解する。	2年通年	60	4	○			○			○	
28	○			ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)	精神障害及び精神保健福祉の課題を持つ人に対するソーシャルワークの過程を学ぶ。また、精神医療、精神障害者福祉における多職種連携・多機関連携の方法と精神保健福祉士の 役割について理解する。そして、精神保健福祉士と所属機関の関係を踏まえ、組織運営管理、組織介入・組織活動の展開 に関する概念と方法について理解する。	2年通年	60	4	○			○			○	
29	○			精神保健福祉制度論	精神障害者に関する法制度の体系について学ぶ。精神保健福祉法、医療観察法等の医療に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。そして、生活支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。	2年前期	30	2	○			○			○	
30	○			ソーシャルワーク演習(精神専門)Ⅰ	精神疾患や精神障害、精神保健の課題の ある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、 援助に活用できるようになる。 また、精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開する チームが連携する際のコーディネート役を担えるようになる。	2年通年	60	2		○		○			○	
31	○			ソーシャルワークの理論と方法(社会専門)	ソーシャルワークにおける援助関係の形成、社会資源の活用・調整・開発、ネットワークの形成について理解するとともに、ソーシャルワークに関連する方法、カンファレンス、事例分析について学ぶとともに、ソーシャルワーク における総合的かつ包括的な支援の実際を理解する。	2年通年	60	4	○			○			○	
32	○			ソーシャルワーク演習(社会専門)Ⅰ	社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援につい て実践的に理解するとともに、地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。	2年通年	60	2		○		○			○	
33	○			ソーシャルワーク実習指導Ⅰ(社会)	社会福祉実践現場の現状と課題、ソーシャルワーク実習と実習指導の意義、ソーシャルワークに関わる知識、技術、実践現場で展開される支援業務や実習記録の作成方法、巡回指導の必要性等、実習全般に関する基本的な事項を学習する。	2年前期	30	1		○		○		○	○	
34	○			ソーシャルワーク実習Ⅰ（社会）	学校で学んだ知識を実践に用い、ソーシャルワークの技術を習得する。同時にその体験を言語化し、より実用的な知識へと昇華させる。また実践と考察を通して自身の支援者としての特質や課題を知り、ソーシャルワーカーとしての価値観を身につける。	2年前期	60	1			○		○	○	○	○	○
35	○			卒業研究Ⅰ	自ら選んだテーマに沿って研究・開発・制作を行い，そのテーマに対する客観的な事実から問題を探求し，自らの考え方や見解をまとめる	3年通年	240	8		○		○		○	○	
36	○			ソーシャルワーク特別演習Ⅱ	ゼミナールにおいて専門的ソーシャルワーク研究を実践するとともに、国家試験対策を通して、知識を体系的に確認する。	3年前期	30	1		○		○			○	
37	○			医学概論	人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について、人の身体構造と心身機能、健康・疾病の捉え方、疾病と障害の成り立ちや回復過程、公衆衛生の観点から理解する。	3年前期	30	2	○			○			○	

授業科目等の概要

	（社会福祉専門課程社会福祉科）2025年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
38	○			社会学と社会システム	生活の多様性や人と社会の関係、社会問題とその背景について理解し、現代社会の特性を理解する。	3年後期	30	2	○			○			○	
39	○			社会福祉調査の基礎	社会調査の意義と目的、調査における倫理と個人情報保護について理解した上で、質的研究、量的研究を含めた調査のデザインやソーシャルワークにおける評価について理解する。	3年前期	30	2	○			○			○	
40	○			社会保障	現代社会における社会保障制度の現状、概念や 対象及びその理念を理解したうえで、社会保障の財源、各種保険制度、諸外国の社会保障制度を理解する。	3年通年	60	4	○			○			○	
41	○			福祉サービスの組織と経営	福祉サービスに係る組織や団体等(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人、市民団体、自治会など)について理解する。	3年前期	30	2	○			○			○	
42	○			保健医療と福祉	保健医療の動向、政策・制度・サービスの 概要、倫理を理解するとともに、保健医療領域にお ける専門職の役割と 連携、支援の実際を理解する。	3年前期	30	2	○			○			○	
43	○			精神医学と精神医療	精神疾患の分類を把握するとともに、主な疾患の症状、経過、治療方法などについて理解するとともに、精神科病院等においてチーム医療の一員としての精神保健福祉士の役割を理解する。	3年通年	60	4	○			○			○	
44	○			ソーシャルワーク演習（社会専門）Ⅱ	ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。あわせて実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解するとともに、実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。	3年通年	60	2		○		○			○	
45	○			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（社会）	社会福祉実践現場の現状と課題、ソーシャルワーク実習と実習指導の意義、ソーシャルワークに関わる知識、技術、実践現場で展開される支援業務や実習記録の作成方法、巡回指導の必要性等、実習全般に関する基本的な事項を学習する。	3年通年	60	2		○		○		○	○	
46	○			ソーシャルワーク実習Ⅱ（社会）	・ソーシャルワーク実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に 基づく支援を行うための実践能力を養う。 ・支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題への対応法を実践的に理解する。	3年前期	180	6			○		○	○	○	○
47	○			卒業研究Ⅱ	自ら選んだテーマに沿って研究・開発・制作を行い，そのテーマに対する客観的な事実から問題を探求し，自らの考え方や見解をまとめる。	4年通年	30	1		○		○	○	○	○	
48	○			ソーシャルワーク特別演習Ⅲ	ゼミナールにおいて専門的ソーシャルワーク研究を実践するとともに、国家試験対策を通して、知識を体系的に確認する。	4年通年	180	6		○		○		○	○	
49	○			ソーシャルワーク特別演習Ⅳ	ゼミナールにおいて専門的ソーシャルワーク研究を実践するとともに、国家試験対策を通して、知識を体系的に確認する。	4年通年	105	4		○		○		○	○	
50	○			ソーシャルワーク特別講座Ⅰ	ゼミナールにおいて専門的ソーシャルワーク研究を実践するとともに、国家試験対策を通して、知識を体系的に確認する。	4年通年	90	6	○			○		○	○	

授業科目等の概要

	（社会福祉専門課程社会福祉科）2025年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
51	○			ソーシャルワーク特別講座Ⅱ	ゼミナールにおいて専門的ソーシャルワーク研究を実践するとともに、国家試験対策を通して、知識を体系的に確認する。	4年通年	75	5	○			○		○	○	
52		○		地域福祉応用実習指導	地域応用実習に取り組む目標設定と事後学習を通して、知識・技術の定着ができるようにする。	4年前期	90	3		○		○			○	
53		○		地域福祉応用実習	福祉施設における実習を通して、ソーシャルワーク技術の実践力を高める。	4年前期	210	4			○	○			○	
54	○			権利擁護を支える法制度	法の基礎とソーシャルワークと法の関わりを理解し、権利擁護の意義と支える仕組み、権利擁護に関わる組織、団体、専門職、活動において直面しうる法的諸問題、成年後見制度の概要を理解する。	4年前期	30	2	○			○			○	
55	○			ソーシャルワーク演習（精神専門）Ⅱ	精神疾患や精神障害、精神保健の課題の ある人を取巻く環境や社会を見渡し、こう した人々への差別や偏見を除去し共生社 会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係 行政や地域住民にはたらきかける方法を イメージできるようになる。そして、精神保健福祉士として考え、行動するための基盤を獲得し、職業アイデンティティ を構築する意義を理解できる。	4年前期	30	1		○		○			○	○	
56		○		ソーシャルワーク実習指導（精神）	ソーシャルワーク(精神保健福祉士)実 習の意義について理解する。ソーシャルワーク(精神保健福祉士)実 習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーシャルワーク に係る知識と技術について具体的かつ実 際的に理解し実践的な技術等を体得する。	4年通年	90	3		○			○	○	○	
57		○		ソーシャルワーク実習（精神）	精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの 課題をもつ人びとのおかれている現状に 関する知識をもとに、その生活実態や生活 上の課題についてソーシャルワーク実習 を行う実習先において調査し具体的に把 握する。	4年後期	210	4			○		○	○	○	○
合計					57　科目				165　単位（単位時間）								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件	必須科目をすべて履修し、各科目においてD評価（60点以上）かつ授業時間数の10分の7以上の出席を要する（実習科目の出席時間数は5分の4とする）。実習以外の科目については前期、後期において各２回評価をおこなう。	１学年の学期区分	2 期
履修方法	必須科目をすべて履修し、各科目においてD評価（60点以上）かつ授業時間数の10分の7以上の出席を要する（実習科目の出席時間数は5分の4とする）。実習以外の科目については前期、後期において各２回評価をおこなう。	１学期の授業期間	15 週

（留意事項）

1　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2　企業等との連携については、実施要項の３（３）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。